

第二期新城市  
子ども・子育て支援事業計画  
(概要版)

令和2年3月

新 城 市

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景と趣旨

新城市では、平成24年3月に『新城版こども園制度基本計画』を策定し、子どもと子育てに関する支援を充実させる取り組みを進め、平成27年3月に『新城市子ども・子育て支援事業計画』を策定しました。

こうした中、「新城版こども園」による就学前の保育・幼児教育、子どもの発達、子育て支援などに関してソフトとハードの両面で更なる充実を図り、併せて保育現場の人材育成に注力してきました。また、放課後児童クラブを全小学校に開設し供給量の確保に努めるとともに、保育の質と施設整備などによる環境改善を進めてきました。こうした取り組みに加え、行政だけでなく、民間の子ども・子育てに関する事業者・市民団体・地域自治体に代表される地域社会などに支えられ、協働し、一体となり、新城市だからこそできる「子ども」を中心に置いた様々な取り組みを進めることができました。

また、平成29年3月に『新城市子ども・子育て支援事業計画』と整合し、補完する側面を持たせた『新城市こどもの未来応援事業計画』を策定し、子ども食堂・地域食堂の推進など様々な子どもの貧困対策の実施、子育て世代包括支援センターの設置なども同時並行で展開してきました。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく計画で、すべての子ども自身の「育ち」と子育て世帯の保護者を支援するとともに、地域が子育てについて理解と認識を深め、家庭、保育や幼児教育の場、学校、事業者、行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育てを推進するものです。

## 3 計画期間

「子ども・子育て支援法」では、市町村は5年を1期とした事業計画を定めるものとしています。このため、本市の計画期間を令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

## 4 計画策定の経過

- (1) ニーズ調査の実施
- (2) 「子ども・子育て会議」の設置・開催
- (3) パブリックコメントの実施

## 第3章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

### 1 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域の設定については、見直しが必要となる要素がないことから、これまで同様に市全域を一つとします。

### 2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの考え方

#### (1) 「認定区分」と「家庭類型」による事業の対象家庭の抽出 ●●●●●

##### ① 認定区分について

認定区分とは、保育所、認定こども園等の施設を利用する区分を事前に認定を受けるもので、年齢と保育の必要性（事由・区分）に基づいて、1・2・3号認定に区分します。

また、保育の必要性（事由・区分）の一つに、就労時間があります。就労時間の下限について、市町村ごとに運用の幅があるため、1か月48時間～64時間の中で、設定されることとされています。本市では、地域の就労実態等を考慮して60時間として設定しています。

##### ② 家庭類型について

特定教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の見込み量を把握するためには、1・2・3号の認定区分にそれぞれどれだけの家庭が該当するか想定することが必要です。そのためにアンケート調査結果から、対象となる子どもの父母の有無、就労状況から8種類の類型化を行います。

類型化した区分を「家庭類型」と言い、“現在の家庭類型”と、母親の就労希望を反映させた“潜在的な家庭類型”の種類ごとに算出します。

#### (2) 量の見込み等を算出する項目 ●●●●●

子ども・子育て支援事業計画に定める次の1～13の事業について、ニーズ調査結果を踏まえ、国が定めた全国共通の方法により、教育・保育提供区域（新城市全域を一つの区域とする）における量の見込み（需要）と確保の状況（供給）、さらに不足する場合の確保の方策（整備目標）を定めます。

### (3) ニーズ量の算出方法 ●●●●●

「量の見込み」等を算出する項目ごとに、ニーズ調査結果から“利用意向率”を算出し、将来の児童数を掛け合わせることで“ニーズ量”が算出されます。

基本的には以下の方法で算出されますが、国では利用の実績を踏まえるよう求めています。このことから、令和2年度から令和6年度のニーズ量と確保量の見込みについてはニーズ量を勘案しつつ、平成27年度からの利用実績を踏まえ算出することとします。

#### 1ステップ

##### 【現在の家庭類型の算出】

ニーズ調査回答者を両親の就労状況でタイプを分類します。

タイプAからタイプFの8つの家庭類型があります。

#### 2ステップ

##### 【潜在的な家庭類型の算出】

現在の家庭類型からさらに、両親の今後1年以内の就労意向を反映させてタイプを分類します。

市民ニーズに対応できるように、今回の制度では、潜在的な家庭類型でニーズ調査回答者の教育・保育のニーズを把握することがポイントです。

- 現在パートタイムで就労している母親のフルタイムへの転換希望
- 現在就労していない母親の就労希望

#### 3ステップ

##### 【潜在的な家庭類型別の将来児童数の算出】

人口推計を算出し、各年の将来児童数と潜在的な家庭類型を掛け合わせます。

#### 4ステップ

##### 【利用意向率の算出】

事業やサービス別に、利用希望者数を回答者数で割ります。

たとえば、病児・病後児保育事業や放課後児童クラブ等は保育を必要とする家庭に限定されています。

#### 5ステップ

##### 【事業やサービス別の対象となる児童数の算出】

事業やサービス別に定められた家庭類型等に潜在的な家庭類型別の将来児童数を掛け合わせます。

本当に利用したい真のニーズの見極めが重要です。

#### 6ステップ

##### 【ニーズ量の算出】

事業やサービス別に、対象となる児童数に利用意向率を掛け合わせます。

将来児童数を掛け合わせることで、令和2年度から6年度まで各年毎のニーズ量が算出されます。

本市の実情を踏まえ、子ども・子育て会議の審議の経て、事業やサービス別にニーズ量を決定します。

### 3 各年度における教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」

#### (1) こども園（保育所型認定こども園） ●●●●●●

こども園の利用状況としては、出生数が年々減少しながらも3歳未満児の保育需要は増加傾向にあることから、より充実した保育が提供できるような環境を整備するため、3歳未満児の保育需要の高い千郷西こども園と東郷西こども園の乳幼児室を拡張し、施設定員の増加を図ります。

また、潜在的なニーズ量も含めると0歳児の提供量が不足するため、すべてのこども園で0歳児を受け入れる取り組みを進めるとともに、市内にある2つの小規模保育事業所も含め3号認定子どもの提供量の確保に努めます。

子育て家庭の保護者の職場復帰と企業の人材確保策として、育休明けから翌年度当初のこども園入園までの「つなぎ保育」に重点を置いた、企業主導型保育施設の普及促進と開設支援を進めていきます。

さらに、今後新城・鳳来・作手地区すべての地域において就学前児童数が減少傾向にあることから、特に減少の著しい地区では施設定員を見直していきます。

また、建築年次が古く施設の老朽化が進む千郷中こども園の建築を進めるとともに、建替え整備の時期を迎える東郷東こども園について、園児数の推移見込み、地理的条件、保護者や地域の意見などを総合的に勘案し、統廃合等再配置も含めた整備を計画します。併せて3歳以上児については、すべての子どもが保育を享受できるよう看護師等の人材確保や保育環境整備に努めていきます。

(2) 令和2年度以降の教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期 ●●●●●●

		1号	2号		3号	
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		1・2歳 保育が必要	0歳 保育が必要
教育希望が 強い	左記以外					
【令和2年度】						
ニーズ量の見込み		292人	9人	617人	250人	36人
提供量 (確保方策)	特定教育・保育施設 特定地域型保育事業	387人		783人	330人	42人
過不足分(提供量－ニーズ量)		95人		157人	80人	6人
【令和3年度】						
ニーズ量の見込み		270人	8人	571人	262人	36人
提供量 (確保方策)	特定教育・保育施設 特定地域型保育事業	381人		769人	330人	42人
過不足分(提供量－ニーズ量)		111人		190人	68人	6人
【令和4年度】						
ニーズ量の見込み		259人	8人	547人	267人	36人
提供量 (確保方策)	特定教育・保育施設 特定地域型保育事業	381人		769人	330人	42人
過不足分(提供量－ニーズ量)		122人		214人	63人	6人
【令和5年度】						
ニーズ量の見込み		251人	8人	531人	269人	36人
提供量 (確保方策)	特定教育・保育施設 特定地域型保育事業	381人		769人	330人	42人
過不足分(提供量－ニーズ量)		130人		230人	61人	6人
【令和6年度】						
ニーズ量の見込み		249人	8人	527人	269人	36人
提供量 (確保方策)	特定教育・保育施設 特定地域型保育事業	381人		769人	330人	42人
過不足分(提供量－ニーズ量)		132人		234人	61人	6人

## 4 各年度における地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」

### (1) 時間外保育事業 ●●●●●●

直近3年間の実績を平均すると微増傾向にあることから、今後のニーズ量を上方修正して対応していきます。

(年間)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニ ー ズ 量	34人	33人	32人	31人	30人
提 供 量	34人	33人	32人	31人	30人
過 不 足 (提供量-ニーズ量)	0人	0人	0人	0人	0人

### (2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） ●●●●●●

今後も待機児童を発生させないため、必要に応じて小学校と協議し余裕教室等を利用し、開設箇所の確保に努めます。

また、支援員等の人材確保や研修を実施し、支援の質の向上について継続的に取り組んでいきます。

その他に、小学校再編により校区が広域化した地域における子どもの居場所としての役割に加え、「子ども食堂」の開設や「学習支援」の仕組みをつくり、地域の人達の居場所としての可能性も検討を進めていきます。

さらに、平成28年度から重症心身障がい児等の居場所づくりとして、支援を必要とする障がいのある子どもに対し、学校や家庭と異なる体験等を通じて「よくばり夏休み」として個々の子どもの状況に応じた支援を行っています。支援体制の環境整備が図られるまでの間、事業を継続することで、地域社会への参加を推進し、他の子どもも含めた集団の中での育ちを保障するよう取り組んでいきます。

(年間)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニ ー ズ 量 (全学年)	840人	827人	800人	766人	722人
提 供 量 (全学年)	900人	900人	900人	900人	900人
過 不 足 (提供量-ニーズ量)	60人	73人	100人	134人	178人

### (3) 子育て短期支援事業 ●●●●●●

核家族の増加及び身近で子育てを支えてくれる親族の高齢化などにより、緩やかにニーズは高まっていくと予想されます。また、夜間養護等事業が1施設のみであることも踏まえ、利用可能施設を増やすよう努めていきます。

また、制度の周知が十分でないため、利用者が伸びないとも考えられるため、子育て世代への周知に努めていきます。

(年間)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量	20人日	20人日	20人日	21人日	21人日
提供量	120人日	120人日	120人日	120人日	120人日
過不足 (提供量-ニーズ量)	100人日	100人日	100人日	99人日	99人日

人日：年間の延べ利用人数

### (4) 地域子育て支援拠点事業 ●●●●●●

市域が広いことから施設が遠く、乳幼児を連れての移動に負担を感じる保護者もいることから、こども園の建て替えなどを機会に保護者意見を伺いながら施設の配置や整備についての検討を進めます。

(年間)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量 (子育て支援センター)	17,963人回	17,840人回	17,399人回	16,884人回	16,345人回
ニーズ量 (児童館)	20,129人回	19,992人回	19,498人回	18,921人回	18,317人回
提供量	42,000人回	42,000人回	42,000人回	42,000人回	42,000人回
過不足 (提供量-ニーズ量)	3,908人回	4,168人回	5,103人回	6,195人回	7,338人回

人日：年間の延べ利用回数

## (5) 保育所その他の場所での一時預かり事業 ●●●●●●

在宅育児家庭の重要な支援施策としてニーズ量に対する提供量を満たせるよう、保育士の確保と一時預かり事業を実施できるこども園を増やしていくよう努めます。

(年間)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニ ー ズ 量	1,547 人日	1,488 人日	1,456 人日	1,432 人日	1,425 人日
提 供 量	1,547 人日	1,488 人日	1,456 人日	1,432 人日	1,425 人日
過 不 足 (提供量-ニーズ量)	0 人日				

人日：年間の延べ利用人数

## (6) 病児・病後児保育事業 ●●●●●●

新城市ファミリー・サポート・センターの周知、援助会員の確保、利用料助成、預かり場所の確保などに努めていきます。

(年間)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニ ー ズ 量	366 人日	358 人日	351 人日	344 人日	337 人日
提 供 量	460 人日				
過 不 足 (提供量-ニーズ量)	94 人日	102 人日	109 人日	116 人日	123 人日

人日：年間の延べ利用人数

## (7) ファミリー・サポート・センター事業 ●●●●●●

事業運営の安定化と将来的な病的・病後児保育の担い手として会員育成を図ります。自治振興事務所などと連携し、説明会等を開催するなど、会員拡大に努めていきます。

また、在宅育児支援策の核の一つとして一時保育事業と同じレベルの保護者負担となる利用料助成などを検討していきます。相互援助の取り組みについてどのようなやり方があるのか情報収集し、検討していきます。

(年間)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量（就学前）	112人日	110人日	108人日	103人日	99人日
ニーズ量（小学生）	35人日	34人日	35人日	33人日	33人日
提供量（就学前）	112人日	110人日	108人日	103人日	99人日
提供量（小学生）	35人日	34人日	35人日	33人日	33人日
過不足（就学前） （提供量－ニーズ量）	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
過不足（小学生） （提供量－ニーズ量）	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

人日：年間の延べ利用人数

## (8) 利用者支援事業 ●●●●●●

子育て世代包括支援センター機能の強化を図るため、子どもとその家庭及び妊産婦を対象にソーシャルワーク業務までを行う機能を担う「市区町村子ども家庭相談支援拠点」を設置し、すでに地域の様々な社会資源とのネットワークが構築されている要保護児童対策地域協議会の機能を拡大強化して、情報の一元化と速やかな情報共有により、家族単位での包括的な支援の方針協議と決定をし、必要な支援を行う体制を整えます。

(年間)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量 （箇所数）	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
ニーズ量 （相談件数）	110件	120件	120件	140件	150件
提供量 （箇所数）	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
提供量 （相談件数）	110件	120件	120件	140件	150件
過不足 （箇所数） （提供量－ニーズ量）	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
過不足 （相談件数） （提供量－ニーズ量）	0件	0件	0件	0件	0件

## (9) 妊婦健康診査事業 ●●●●●●

現在同様、妊婦健康診査 14 回、子宮頸がん検診 1 回を県内の医療機関で受診できる健診補助券（受診票）の交付、県外医療機関で受診の際の助成金制度、助産所（2 機関）と県外医療機関でも利用頻度の多い病院（2 機関）との委託契約を継続します。

また、出産直後の子育て環境は、母親の体調に大きく影響を受けるため、健康診査の助成にとどまらず、妊娠期からの支援体制の一つとして活用していきます。

(年間)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
ニーズ量 (延受診者数)	3,012 件	2,934 件	2,856 件	2,751 件	2,673 件
提供量 (対象者数)	230 人	225 人	220 人	210 人	205 人
提供量 (延受診者数)	3,012 件	2,934 件	2,856 件	2,751 件	2,673 件
過不足 (提供量-ニーズ量)	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件

## (10) 乳児家庭全戸訪問事業 ●●●●●●

赤ちゃん訪問員を安定して確保するため計画的に、養成講座を行います。

また、支援が必要な方がもれることがないよう、赤ちゃん訪問員の技術、資質等の向上のため育成講座を毎年実施し、安心して子育てできる環境の提供を目指します。

さらに、4 か月以降も継続した支援が行うことが出来るような方法（例：赤ちゃん訪問員の活動の拡大）も検討していきます。

(年間)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
ニーズ量	243 人	237 人	231 人	222 人	216 人
提供量	243 人	237 人	231 人	222 人	216 人
過不足 (提供量-ニーズ量)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

## (11) 養育支援訪問事業 ●●●●●

今までの新城市独自の家庭訪問事業に加え、国の養育支援訪問事業（家事育児支援事業）を実施します。事業の周知や家事育児支援事業の援助員の確保に努めます。また、子育て世代包括支援センターの支援プランや評価など体制を整えます。

(年間)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量 (訪問延数)	100回	100回	100回	100回	100回
提供量 (訪問延数)	100回	100回	100回	100回	100回
過不足 (提供量-ニーズ量)	0回	0回	0回	0回	0回

### 5 子育てのための施設利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項

国の施策として幼児教育・保育の無償化を実施するため、子ども・子育て支援法が改正され、令和元年10月1日に施行されました。この改正により、従来から子ども・子育て支援新制度における「子どものための教育・保育給付」により給付対象とされていた幼稚園、保育所等の保育料が無償化されるほか、これまで法に位置づけされていなかった新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設、幼稚園預かり保育等を利用した際の利用料に対する給付制度が「子育てのための施設等利用給付」として創設されることとなりました。この新たな給付については、特定子ども・子育て支援施設等の運用に支障がないよう必要な様式や給付方法等について定めます。また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について認可外保育施設の監査状況等の情報提供を県に依頼する等、県と連携して実施します。

## 第4章 計画の進行管理

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「新城市子ども・子育て会議」にて、施策の実施状況について点検、評価し、この結果を公表した後、これに基づいて計画の見直しを図ります。

また、計画に掲げる取り組みについては、市が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国や県、近隣市との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。